社会福祉法人○○○会　令和○年度（定時）評議員会議事録

終了時刻も記入すること。※中断がある場合は、その　　時間も記入すること。

１　開催日時　令和○○年○○月○○日（○曜日）

　午前(午後)○○時から午前(午後)○○時まで

２　開催場所　社会福祉法人○○○会法人本部会議室

理事○○○○は、特別養護老人ホーム○○園（○○市）事務　　室からZOOMにより参加

３　出席者

評議員総数は、評議員の現員数を記入すること。

評議員総数　○名

評議員出席者　○名

○○○○　○○○○　○○○○

○○○○　○○○○　○○○○

理事出席者　○名

理事長　　○○○○

(常務理事　○○○○)

理　事　　○○○○　○○○○

監事出席者　○名

○○○○　○○○○

(会計監査人　○○○○)

４　議　　題

第１号議案　令和○年度決算(計算書類及び財産目録)の承認について

第２号議案　役員の選任について

（第３号議案　会計監査人の選任について）

第４号議案　役員等報酬規程（報酬支給基準）の改正について

（第５号議案　社会福祉充実計画の承認について）

　※第３号・第５号議案については、該当する法人のみ

５　議　　長　　　○○○○　*※評議員会に議長を置くこととしている場合*

６　議事録作成者　○○○○

７　議事の経過の要領及びその結果

　　　理事長のあいさつの後、開会を宣言した。理事長は定足数を確認し評議員会が成立したことを報告した後、（定款第○条第○項規定の）議長選出について出席評議員に諮ったところ、○○評議員が議長に選出された。（議長は議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、下記両名を議事録署名人として指名し、）議事に入った。

　　　　　評議員　○○○○　　　評議員　○○○○

審議に先立ち、決議事項に特別の利害関係を有する評議員の有無を確認した結果、本日の議案について決議に特別の利害関係を有する評議員はいないことを確認した。

(１)議案審議

報告事項を行った後に議案審議に移ってもよい。

第１号議案「令和○年度決算(計算書類及び財産目録)の承認について」

○○理事(長)より別紙の議案書に基づき説明がされ、議長により出席　評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

○○評議員

発言(回答)者、発言(回答)内容を具体的、正確に記載すること。

*質問内容を記載*

○○理事(長)

*回答内容を記載*

他に質疑がなかったので、出席評議員に賛否を諮ったところ、全評議員の承認を得て原案のとおり議決した。

○議長は、可否同数の場合を除き、議決に加われないことに注意。

例１：否決時の記載（総数７名中６名出席、過半数議決議案）

「賛成は、○○評議員、○○評議員及び○○評議員の３票。よって、第１号議案は、過半数に達しておらず否決された。」

※議案の修正動議（意見）が出された場合、原案の修正案をもって議決することも可能。ただし、その場合は、経緯を詳細に記載する必要がある。

例２：議長議決時の記載（総数７名中７名出席、過半数議決議案）

「賛成は、○○評議員、○○評議員及び○○評議員の３票。よって、第１号議案は可否同数であることから、議長の議決により可決と決する。」

第２号議案「役員の選任について」

○○理事(長)より別紙の議案書に基づき、役員候補者の経歴や推薦理由についての説明がされ、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、特に質疑がなかったので、定款第○条第○項の規定に基づき、各候補者ごとに賛否を諮ったところ、各候補者とも全評議員の承認を得て原案のとおり議決した。

（以下上記の例により、議案ごとの議事の内容を記すこと。）

（２）報告事項

１「令和○年度の事業報告について」

○○理事(長)より別紙「令和○年度事業報告書」により説明がなされ、これを了承した。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午前（午後）○○時に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作成し、次のとおり署名する。

作成年月日は、開催日ではなく、議事録を作成した日付を記載すること。

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会　定時評議員会

議　長　○○　○○　㊞

評議員　○○　○○　㊞

評議員　○○　○○　㊞

　議事録作成者　○○　○○　㊞

**【参考】**

※　１　この議事録には、議案及び審議資料を添付し、議事録との一体性を証するため袋綴じするなどにより編てつし、10年間保存すること。

　　２　定款に「署名又は記名押印」としている場合、自筆署名するか、印字された名前に押印するかのいずれかとすること。

**社会福祉法(昭和26年３月29日法律第45号)**

（議事録）

**第45条の11**評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

**社会福祉法施行規則(昭和26年６月21日厚生省令第28号)**

（評議員会の議事録）

**第２条の15**法第45条の11第１項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

３　評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

二　評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

四　次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第43条第３項において準用する一法第74条第１項（法第43条第３項において準用する一法第74条第４項において準用する場合を含む。）*※監事（会計監査人）が述べた監事（会計監査人）の選任若しくは解任又は辞任についての意見*

ロ　法第43条第３項において準用する一法第74条第２項（法第43条第３項において準用する一法第74条第４項において準用する場合を含む。）*※監事（会計監査人）を辞任した者が述べた辞任した旨及びその理由*

ハ　法第45条の18第３項において準用する一法第102条 *※監事が評議員会への提出書類等を調査した結果、法令・定款違反や著しく不当な事項があると認めたときの調査結果の報告*

ニ　法第45条の18第３項において準用する一法第105条第３項 *※監事が述べた監事の報酬についての意見*

ホ　法第45条の19第６項において準用する一法第109条第１項 *※計算書類等が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人と監事が意見を異にするときに会計監査人が述べた意見*

ヘ　法第45条の19第６項において準用する一法第109条第２項 *※会計監査人の出席を求める決議があったときに会計監査人が述べた意見*

五　評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六　評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

七　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名